

令和7年度採用

白河地方広域市町村圏整備組合消防職員採用候補者試験案内

白河地方広域市町村圏整備組合

この試験は、白河地方広域市町村圏整備組合（白河市・西白河郡・東白川郡内）の消防業務に従事する消防職員の採用候補者試験です。

1 採用予定人員 8名程度

2 試験日時、場所及び合格者の発表

区分	日時	場所	結果の発表
第1次試験	令和6年9月22日（日） ○受付時間 9時00分～9時30分 ○教養試験（筆記試験） 10時00分～12時00分 ○消防適性検査（筆記） 13時00分～13時20分	白河市立石96番地 新自信ビル （案内図：5頁に掲載）	合否にかかわらず全員に通知します。（電話での問い合わせについては応じません。）
第2次試験	第1次試験合格者に別途通知します。		同上

3 採用

合格者は、採用候補者名簿に記載され、令和7年4月1日以降、欠員に応じて順次採用します。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、令和8年3月31日までです。

4 受験資格

(1) 平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

(2) 学歴・性別は問いません。

(3) 身体の基本は次のとおりです。

項目	男性	女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね155cm以上
胸囲	身長のおおむね2分の1以上	
体重	おおむね50kg以上	おおむね45kg以上
視力	視力（きょう正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。なお、裸眼視力に制限はありません。	
色覚	消防職員として職務遂行に重大な支障がないこと。	
聴力	左右とも正常であること。	

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・白河地方広域市町村圏整備組合消防職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験科目

区分	試験科目	内容
第1次試験	教養試験 (筆記試験)	高校卒業程度(2時間) 消防職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
	消防適性検査	消防職員としての適性について、筆記により検査します。(20分)
第2次試験	身体検査 (検査書は、持参提出)	当広域整備組合が指定する事項について、国立の医療機関、公的医療機関(県立、その他の公立、厚生連、日本赤十字社の各病院)、病院、診療所、保健所等の医師の検査を受け、その検査書を第2次試験当日持参提出していただきます。 これにより、職務遂行上必要な健康度について判定を行います。
	体力検査	職務遂行に必要な体力を有するかどうかを検査します。 6種目:握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルランテスト(往復持久走)・立ち幅とび
	作文	課題式(1時間30分)
	口述試験	個別面接により行います。

※第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

6 資格調査

第1次試験合格者に対して、受験資格の有無・申込書記載事項の真否、その他について調査します。

7 給与関係

給与は、白河地方広域市町村圏整備組合職員の給与の規定に基づき支給されます。

給料月額 169,900円(高校新卒者、令和6年4月現在)

200,500円(大学卒者、令和6年4月現在)

なお、学歴及び職歴に応じて、一定の基準により加算される場合があり、給与改定があればその定めによります。

上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。

8 職務内容

消防本部（総務課・警防課・予防課）、白河消防署（本署、西郷分署、東分署、表郷分署、大信分署）、棚倉消防署（本署、塙分署、鮫川分署、矢祭分署）、矢吹消防署（本署、泉崎中島分署）に配属、主に次の業務を行います。

- (1) 災害の防除、鎮圧並びに救急、救助、通信指令等の業務
- (2) 火災予防のための建築物への立入検査と行政指導事務
- (3) 建築物の新築等をする場合の建築確認の同意事務
- (4) 建築物の使用開始調査と消防設備等の審査、検査事務
- (5) 危険物施設等に関する許可、認可事務
- (6) 火災予防に関する届出事務
- (7) 火災調査事務
- (8) 管内住民に対する防火・防災指導事務
- (9) その他消防行政に関する事務

9 受験手続及び受付期間等

(1) 申込受付期間

受験申込み受付期間	申込用紙配布開始日
7月1日（月）～8月15日（木） 郵送の場合は、8月13日（火）の消印まで	7月1日（月）

※ 申込み受付は、土、日曜日、祝日を除く、平日（月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分までの時間内に行います。

※ 試験申込書等を郵送で提出する場合は、8月13日（火）の消印があるものまでを有効として受け付けますので注意してください。

(2) 試験申込書の請求方法

郵便により試験申込書を請求する場合	封筒の表に『試験申込書請求』と朱書きし、140円切手を貼った請求人の宛先明記の返信用定形外封筒【角形2号（24.0cm×33.2cm）】1枚を必ず同封して、下記まで請求してください。 ※郵送の関係上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 請求先：〒961-0975 福島県白河市立石山15番地1 白河地方広域市町村圏消防本部総務課総務係
直接取りに来る場合	試験申込書は、白河地方広域市町村圏消防本部総務課、各消防署（白河、棚倉、矢吹）にて配布します。
ダウンロード	白河地方広域市町村圏整備組合ホームページの【消防】にある【令和7年度採用 白河地方広域市町村圏整備組合消防職員採用候補者試験案内】、【白河地方広域市町村圏整備組合消防職員（高校卒程度）採用候補者試験 申込書（PDF）】及び【白河地方広域市町村圏整備組合消防職員（高校卒程度）採用候補者試験 受験票（PDF）】をダウンロードしてください。

(3) 受験申込方法

提出書類		<p>(ア) 試験申込書 ダウンロードした様式は両面印刷し、必要事項を記入し提出してください。</p> <p>(イ) 受験票 必要事項を記入し、写真を添付して提出してください。 ※写真の貼付 申し込み前6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6.0cm×横4.5cmのものとする。）</p>
申込方法	郵送の場合	<p>上記提出書類を封筒に入れ、封筒の表に『試験申込書等在中』と朱書きし、受験票返送のための470円切手(簡易書留使用)を貼った申込者の宛先明記の定型外封筒 [角形2号 (24.0cm×33.2cm)] 1枚を同封の上、下記の宛先まで郵送してください。</p> <p>送付先：〒961-0975 福島県白河市立石山15番地1 白河地方広域市町村圏消防本部総務課総務係</p>
	持参の場合	<p>上記提出書類を下記まで提出してください。（案内図：5頁掲載） [申し込み受付は、土、日曜日、祝日を除く、平日（月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分まで] 提出先：〒961-0975 福島県白河市立石山15番地1 白河地方広域市町村圏消防本部総務課総務係</p>
受験票の交付		<p>郵送での試験申し込みの場合は、受付後即日受験者に郵送します。（<u>前記の封筒を同封すること。</u>）なお、試験日の3日前までに受験票が届かない場合は、白河地方広域市町村圏消防本部総務課総務係（TEL 0248-22-2168）に問い合わせください。</p> <p>※ 受験当日、受験票を忘れたり、紛失したりした場合には、受付に申し出てください。この場合には、本人の写真（受験票に貼るためのもの）及び本人と証明できるものを持参してください。</p> <p>試験申込書を持参した場合には、受付後、受験票をお渡しします。</p>

※ 提出書類に不備等がある申込みは不受理とさせていただきます場合があります。十分に受験案内や提出書類に目を通し、確認のうえ、余裕をもって申込み手続きを行ってください。

10 その他

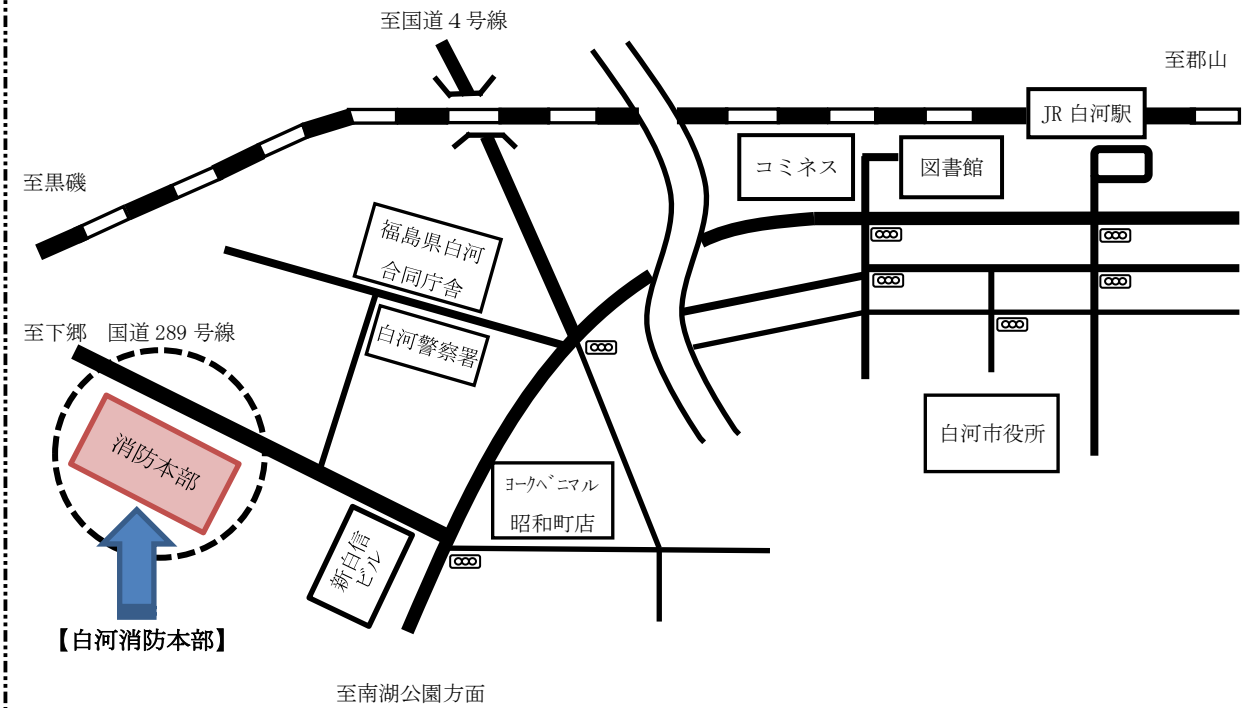
- (1) 受験の際、「HB」の鉛筆（HB以外の鉛筆、ボールペン等は使用できません。）、消しゴムを持参してください。
- (2) 受験者は昼食を持参してください。
- (3) 申し込みの際に提出された書類は、一切お返ししませんのでご了承ください。
- (4) 受験資格がないこと、又は申込書等に記入したことに不正があれば任用される資格を失います。
- (5) この試験に関し不明な点は、下記に問い合わせください。

〒961-0975 福島県白河市立石山15番地1
白河地方広域市町村圏消防本部総務課総務係
電話番号 0248(22)2168

又は

白河地方広域市町村圏白河消防署
電話番号 0248(22)2155

【受付場所】 白河地方広域市町村圏消防本部案内図



【試験場所】 新白信ビル案内図

